

**適用除外等該当届に添付する書類**

1. 適用除外等の事由が国外居住者である場合  
住民票の除票（個人番号の記載のないもの）
2. 適用除外等の事由が身体障害者療養施設入居者である場合  
施設等に入所・入院していることを証明する書類
3. 適用除外等の事由が在留資格 3 か月以下の外国人である場合  
在留期間を証明する書類及び雇用期間を証明できる「雇用契約書」等

<根拠となる通達 一部抜粋>

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱について

(平成一二年三月三十一日)

(庁保発第一六号)

(都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長あて社会保険庁運営部保険管理課長・保険指導課長通知)

健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成一二年厚生省令第四七号)の施行については、平成一二年三月二八日保発第四二号・庁保発第一四号をもって、また、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成一二年厚生省令第五二号。以下「改正省令」という。)の施行については、平成一二年三月三十一日保発第五九号・庁保発第一六号をもって、それぞれ通知されたところであるが、これに係る健康保険法(大正一一年法律第七〇号)第六九条の七の規定に基づく被保険者(以下「日雇特例被保険者」という。)に関する事務等の取扱いについては、下記のとおりとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

## 記

### 第一 日雇特例被保険者に係る事務について

#### 1 被保険者原票の取扱い

日雇特例被保険者に係る健康保険日雇特例被保険者原票(別紙一。以下「被保険者原票」という。)については、新たに日雇特例被保険者及び被扶養者の「第二号被保険者期間(始期・終期)」欄、「介護保険適用除外期間(始期・終期)」欄を設け、当該情報を記録管理することとしたこと。

なお、被保険者原票の切り替えについては、次によるものとしたこと。

(1) 新たに適用した者及び現に使用している被保険者原票(以下「旧原票」という。)に余白のない者(五年を経過した者)にあつては、新しい被保険者原票に切り替えること。

(2) 旧原票に余白のある者にあつては、日雇特例被保険者及び被扶養者の第二号被保険者期間欄、介護保険適用除外期間欄を記載したシール(別紙二)を貼付し、引き続き使用することができることとしたこと。

#### 2 介護保険適用除外等の届出

##### (1) 介護保険に関する届出

介護保険の被保険者に該当又は非該当となる情報を届出させることとし、届出があつた場合については、被保険者原票の介護保険適用除外期間欄にその始期又は終期を記載することとしたこと。

### (3) 介護保険適用除外届の審査

社会保険事務所等においては、介護保険適用除外届に添付された書類により、介護保険適用除外届の記載事項及び内容を審査することとしたこと。

なお、適用除外に該当する場合の添付書類は以下のとおりであるが、**適用除外に該当しなくなった場合については、特に添付は要しないこと。**

また、「入所又は入院証明書」の様式については、適用除外施設が任意に設定できるものであるが、当該施設より様式について照会があった場合には別紙三を参考に回答するものとする。

- ① 国内に住所を有しない者.....住民票の除票
- ② 在留資格一年未満の外国人.....外国人登録証明書の写し
- ③ 適用除外施設に入所する者.....入所又は入院証明書